

高知市地域公共交通会議
第5回 地域公共交通リ・デザイン分科会

次 第

令和8年10月16日(金) 14時00分
総合あんしんセンター3階大会議室

1 開 会

(1) 委員紹介

(2) 分科会会長挨拶

2 議 事

(1) 公共交通ネットワークの再編について..... 資料1

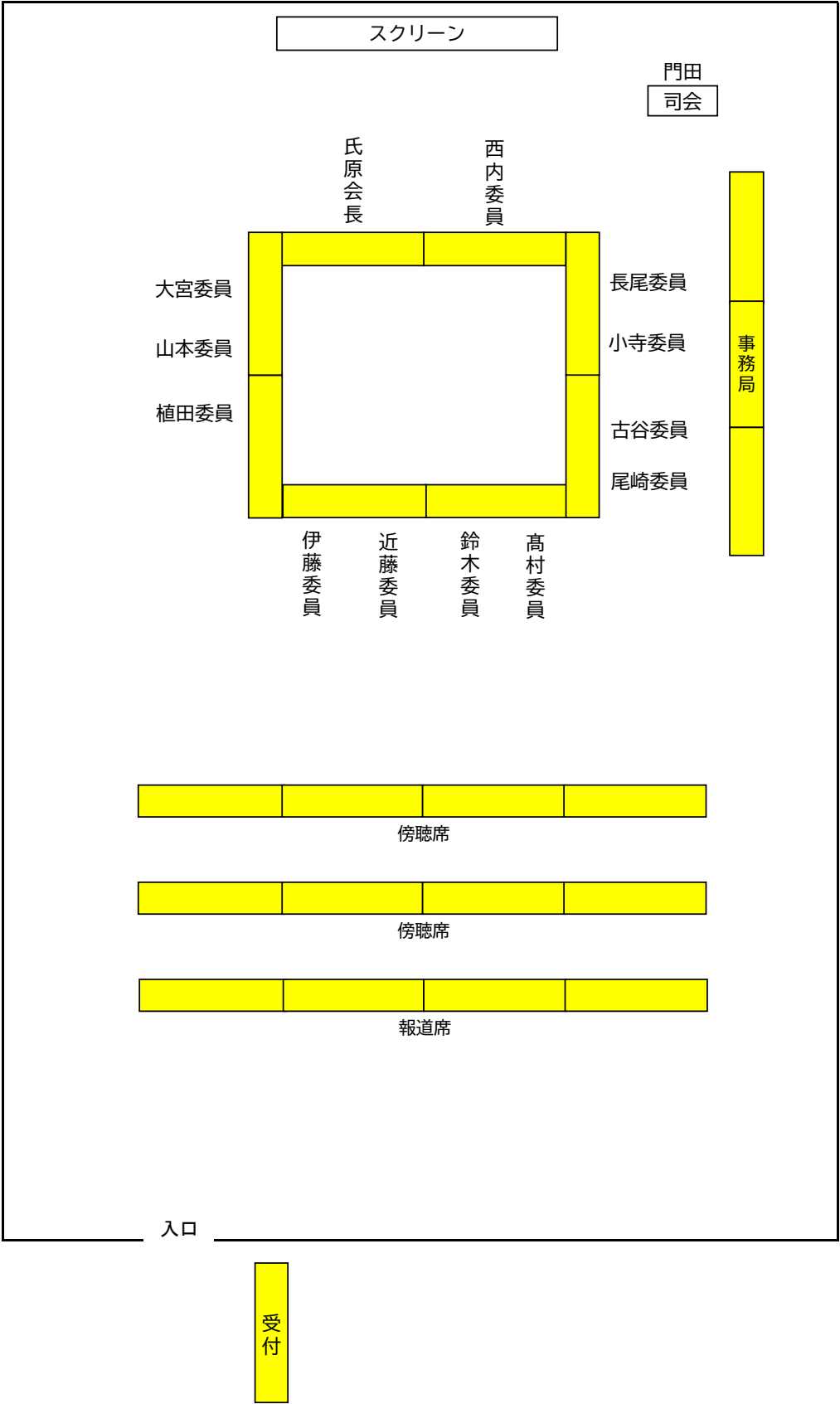
(2) 現状把握と課題について 資料2

(3) 高知市地域公共交通計画素案について 資料3

3 連絡事項

4 閉 会

第5回 高知市地域公共交通リ・デザイン分科会
配席図



第5回 高知市地域公共交通リ・デザイン分科会
委員名簿

No.	区分（要綱第4条）	所属機関・役職	氏 名
1	学識経験者	岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域准教授	うじはら たけひと 氏原 岳人
2		高知工科大学 システム工学群教授	にしうち ひろあき 西内 裕晶
3		高知工科大学名誉教授	くまがい やすひこ 熊谷 靖彦
4	関係する公共交通事業者	とさでん交通株式会社 自動車戦略部長	いとう さかえ 伊藤 栄
5		とさでん交通株式会社 電車事業部長	こんどう ひろし 近藤 寛
6		株式会社県交北部交通 代表取締役	すずき けんじ 鈴木 憲二
7		高知市ハイヤー協同組合常任理事	たかむら ていじ 高村 禎二
8	住民又は利用者の代表	高知市老人クラブ連合会会長	こでら まさお 小寺 雅夫
9		特定非営利活動法人 福祉住環境ネットワークこうち理事長	ささおか いずみ 笹岡 和泉
10		高知市町内会連合会 顧問・理事	ながお たつお 長尾 達雄
11		特定非営利活動法人 NPO高知市民会議事務局長	おさき あきひと 尾崎 昭仁
12		高知市旅館ホテル協同組合女性部部長	ふるや すみよ 古谷 純代
13	高知県総合企画部長 又はその指名するもの	高知県総合企画部副部長 兼総合企画部デジタル化推進監 兼総合企画部デジタル政策課長	うえた こうたろう 植田 耕太郎
14	道路管理者 又はその指名する者	高知市都市建設部長	やまもと まさふみ 山本 眞史
15	高知市長が指名する職員	高知市政策企画部長	おおみや たけお 大宮 剛夫

高知市地域公共交通会議分科会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき設置される高知市地域公共交通会議分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、高知市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）から付託された事項について、専門的な検討、協議及び道路運送法第9条第4項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）に関する協議を行う。

(組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、要綱第4条第1号から第9号までに掲げる者のうち交通会議の会長（以下「交通会議会長」という。）が指名する者をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、協議運賃に関する協議を行う分科会の委員は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 高知市長が指名するその職員
- (2) 当該協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 第1号に規定する者が指名する市民又は地域公共交通を利用する者の代表

4 分科会の会長（以下「分科会会長」という。）は、委員のうちから、交通会議会長が指名する。

5 分科会会長に事故があるとき又は分科会会長が欠けたときは、あらかじめ分科会会長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 分科会会長は、検討及び協議にあたり必要があると認めるときは、委員以外の者を分科会に出席させ、意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第5条 分科会において協議を行った事項については、交通会議へ報告するものとする。

(報酬)

第6条 委員の報酬については、要綱第15条の規定を準用する。ただし、会議が交通会議と同日に開催される場合で、会議及び交通会議のいずれにも出席する委員には、これを支給しないものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は高知市政策企画部交通戦略課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、交通会議会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年5月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年10月21日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
地域公共交通リ・デザイン分科会	真に持続可能な地域公共交通へとリ・デザインすること
運賃協議分科会	協議運賃に関すること